

議案第18号

令和3年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 119,236,109 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益 1,961,095千円

第1項 営業収益 1,843,703千円

第2項 営業外収益 117,392千円

支 出

第1款 電気事業費 1,954,634千円

第1項 営業費用 1,781,096千円

第2項 営業外費用 173,538千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額290,570千円は、過年度分損益勘定留保資金284,203

千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,367千円で補てんす

るものとする。)。

取入

第1款 資本的収入 175,340千円

第1項 企業債 64,000千円

第2項 固定資産売却代金 10千円

第3項 繰延運営権対価 111,330千円

支出

第1款 資本的支出 465,910千円

第1項 建設改良費 70,098千円

第2項 企業債償還金 352,332千円

第3項 一般会計繰出金 43,480千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項 期間 限度額

発電所保護継電器ほか点検業務委託 令和4年度から
令和5年度まで 6,143千円

東部事務所運転監視業務委託 令和4年度から
令和8年度まで 120,720千円

加地発電所制御装置更新 令和4年度 143,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

電気事業費に充 当	千円 64,000	証書借り入れ又は証券發行の方法により財政融資資金その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができるものとする。
--------------	--------------	---	---	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、64,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 340,986千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の児童手当に要する経費 2,214千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 伸 治